

「いじめ防止基本方針」

2022/04/01



鎮西学院高等学校

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、将来にわたって内面を深く傷つけるものである。いじめは絶対に許されない卑怯な行為であることを認識し、また、いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得るとの認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの防止と早期解決のための基本方針を定め、鎮西学院の建学の精神と教育基本方針に沿い、「天を敬い、人を愛する心」と「自らをかけがえのない大切な存在」であるという心を育み、他者を思いやる生き方を日々の生活の中で実践することのできる豊かな心を持つ生徒を育てるとともに、生徒が互いに支え合い認めあって健やかに成長し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を培っていく。

2. 基本方針

生徒一人ひとりが楽しく充実した高校生活を享受できるよう、安心・安全な生活環境を整えることはもとより、全教職員が、生徒の人権を守るという立場から「いじめ」を正しく認識し、未然防止と早期発見、解決に努める。事例に対しては組織的に誠実かつ迅速に対応し、共通理解をもって問題の解決を図る。また、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援する指導を徹底する。

3. 基本認識

- (1) いじめは、人権侵害である。人として決して許されない行為であり、学校生活における生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず対応しなければならない。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるものだということを理解し、その実態を正しく把握し適切な取組を行う。
- (3) いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- (4) いじめは、生徒が立場を入れ替わりながら被害者にも加害者にもなる場合がある。
- (5) いじめは、被害者と加害者の二者関係だけでなく、「傍観者」や「観衆」といった全体に関わる問題である。
- (6) いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。

4. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒等に対して当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等の当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

5. 具体的な「いじめ」の態様

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんなでいなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・脅され、お金を取られる
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言をはかせられる
- (6) パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンやスマートフォン等の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールやメッセージが送られる
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される

6. 重大事態の例

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な被害を被った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も重大事態と認識する。
- (3) その他の場合
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

上記の「いじめ」の具体的な態様および重大事態の例の中には、犯罪行為として取り扱われものも含まれており、早期に警察等へ相談することが必要かつ重要である。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、ただちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に関係機関に相談・通報の上、連携した対応を取ることが必要である。

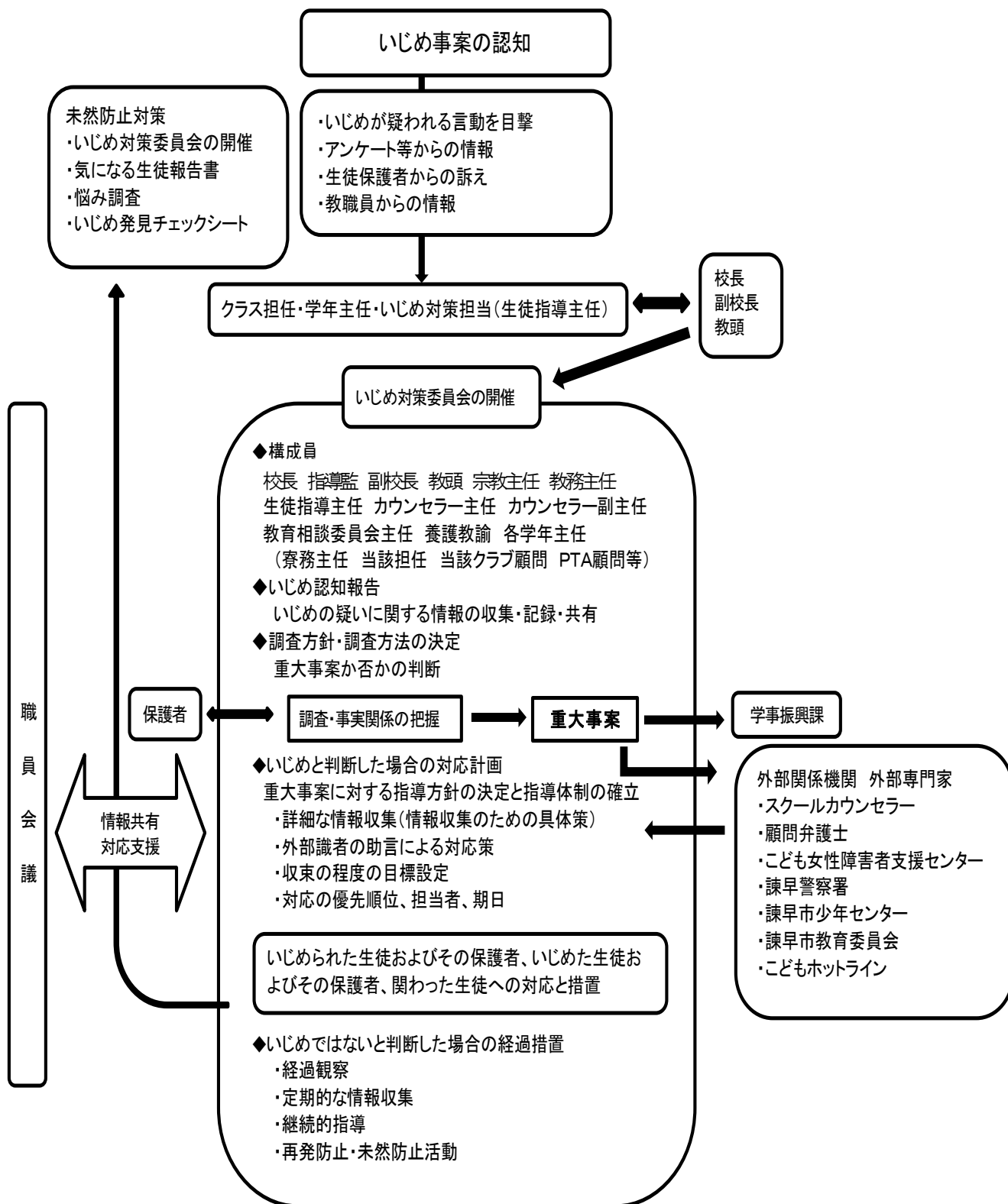
7. いじめの解消の判断

- (1) いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット等を通して行われるものを含む)が終結した状態が相当の期間継続していること。
(少なくとも 3ヶ月を目安とする)
 - ・いじめに関わる行為が終結しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(面談等により確認する)
- (2) いじめの被害の重大性からさらに長期の時間が必要であると判断される場合は、目安の期間にかかわらず、いじめ対策の組織の判断により長期の期間を設定することとする。
- (3) いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒およびいじめた生徒については、継続的に保護者と連携しつつ、注意深く観察する必要がある。
- (4) 真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、当事者を含めた周囲の集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことによって達成されたとする。

8. 「いじめ」防止のための取り組み

- (1) 組織運営については以下のとおりとする。
 - 名称「いじめ対策委員会」「教育相談委員会」
 - 構成員
校長、指導監、副校長、教頭、宗教主任、教務主任、生徒指導主任、カウンセラー主任、カウンセラー副主任、教育相談委員会主任、養護教諭、各学年主任
(寮務主任、当該担任、当該クラブ顧問、PTA顧問ほか)
 - メンバーについては当該事例の実態に対応するため適宜決定する。
 - 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合、または生じる可能性がある場合は、スクールカウンセラー、顧問弁護士等を招聘し対応にあたる。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうるということを踏まえ、全ての生徒の人権と尊厳が守られ、生徒をいじめに向わせないための未然防止に取り組む。
 - ・建学の精神と教育理念を教育活動の礎として、チャペルや宗教行事を通じて自分を大切にするとともに、他者を愛することができるようにする。
 - ・人権教育と道徳教育の充実を図り、生徒に対して「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、互いの人格を尊重しあえる豊かな人間関係を構築できる資質を身に付けさせる。
 - ・部活動や生徒会活動など生徒の自主的活動への取り組みを啓発し、達成感や充実感、自己有用感を育み、集団としての帰属意識を高めることができるようにする。
 - ・学校として特に配慮が必要な生徒(発達障害を含む障害のある生徒、帰国生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的志向・性自認の生徒、東日本大震災被害における避難生徒等)に対し、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめ事案への対応フロー図



- ・ 独断で判断して解決をあせらない。
- ・ 情報を共有し組織的に対応する。
- ・ 情報提供者が生徒の場合、対応を十分配慮し事実確認をする。
- ・ 保護者と関係職員を交えて関係の改善を行う。

9. 未然防止と早期対応

- (1) 人権を尊重するチャペルや宗教行事を通して、生徒が主体的にいじめに対する認識を持つように指導する。
- (2) 教職員が「生徒の変化」に気づき具体的に対応できるようにするために情報を共有する体制を築く。(特に学年会における情報の共有を行う)
- (3) 多くの教師がさまざまな教育活動を通して生徒との関わりを持ち発見の機会を増やす。
- (4) クラスや部活動等の集団活動において成功体験や協力意識が育まれ、一人ひとりが活躍の場を認められる機会を提供する。
- (5) 教職員の言動によっていじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (6) 保護者が相談しやすい環境をつくり、情報交換を密にすることで生徒の小さなサインを見逃さない。
- (7) 具体的な施策
 - ・教育相談委員会の開催(学期ごとに実施) いじめ対策委員会(適宜)
 - ・気になる生徒報告書の提出(毎月末に実施)
 - ・悩み調査(1学期末と2学期末に実施)
 - ・人権教育(12月の人権週間に実施)
 - ・各種通信(学年通信等)による啓発
 - ・関係機関(県子ども・女性・障害者支援センター、警察など)の協力による講演
 - ・いじめアンケート調査(保護者用・生徒用)実施
 - ・いじめ発見チェックポイントシート(進級期用、家庭用)配付

10. 早期解決に向けて

- (1) いじめの問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行う。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、事実関係を早期に確認する。
- (3) 当該教員(クラス担任、部活動顧問)が抱え込むことがないように組織的に対応する。
- (4) 学校は事実に基づき、生徒および保護者に対して説明責任を果たす。
- (5) 問題解決後も継続的に状況を把握し、再発の防止に努める。

11. いじめの発見から解決まで

- (1) いじめ情報の認知と報告
- (2) 対応チームの編成
- (3) 対応方針の決定・役割分担
 - ア. 情報の整理
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、関係する他の情報
 - イ. 対応方針
 - ・緊急度の確認 自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度の確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
 - ウ. 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の生徒と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

・事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいた者（客観的立場）→加害者の順に行う。

(5) 事情聴取

ア. 事情聴取の際の留意事項

- ・ いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は人目につかないような場所や時間帯に配慮する。
- ・ 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか複数の教員で確認しながら聴取を行う。
- ・ 情報提供者については秘密を厳守し報復がおこらないように細心の注意を払う。
- ・ 聴取を終えた後は、当該生徒の保護者を学校へ呼び説明する。

イ. 事情聴取の段階ではではないこと

- ・ いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

ウ. いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- ・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め励ます。
- ・ 安易に問題が解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できる体制を築く。
- ・ 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず支援を継続する。
- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、その行為に対しては毅然として指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、今後どうするのかを内省させる。
- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・ いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・ いじめは、クラスや学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・ クラス活動や学校行事を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

12. 主な関係機関

こどもホットライン	0120-46-0606
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132
諫早市少年センター	0120-370-537
諫早警察署	0957-22-0110
24時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310